

## 令和7年第2回上里町議会定例会会議録第6号

令和7年3月21日（金曜日）

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第34 （町長提出議案第29号）令和7年度上里町一般会計予算について
- 日程第35 （議員提出議案第6号）上里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 （議員提出議案第7号）上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 請願・陳情について

## 出席議員（14人）

1番	石井 慎也 君	2番	伊藤 覚 君
3番	金子 義則 君	4番	戸矢 隆光 君
5番	高橋 勝利 君	6番	飯塚 賢治 君
7番	猪岡 壽 君	8番	齊藤 崇 君
9番	植原 育雄 君	10番	高橋 正行 君
11番	新井 實 君	12番	沓澤 幸子 君
13番	高橋 仁 君	14番	黛 浩之 君

## 欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	山下 博一 君	副 町 長	島田 邦弘 君
教 育 長	齊藤 雅男 君	総 務 課 長	山下 容二 君
総合政策課長	吉村 貴文 君	保健センター 等複合施設 建設推進室長	戸矢 信男 君
税 務 課 長	間々田 由美 君	くらし安全 課 長	関口 博之 君
町民福祉課長	及川 慶一 君	子育て共生 課 長	間々田 亮 君
健康保険課長	亀田 真司 君	高 齢 者 いきいき課長	山田 隆 君
道路整備課長	根岸 利夫 君	まちづくり 推進課 長	山中 一朗 君
産業振興課長 補 佐	坂本 隆志 君	会 計 課 長	金井 憲寿 君
教育総務課長	望月 誠 君	教育指導課長	櫻井 達夫 君
生涯学習課長	須藤 秀 君	上下水道課長	飯島 博 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	神村 輝行	係 長	荒井 純一
主 査	長谷川 紀江		

## ◎開 議

午前10時35分開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

---

## ◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第29号令和7年度上里町一般予算についての件が提出されました。この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

議案第29号 令和7年度上里町一般会計予算についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

## ◎日程第34 町長提出議案第29号 令和7年度上里町一般会計予算について

○議長（飯塚賢治君） 日程第34、町長提出議案第29号 令和7年度上里町一般会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第29号 令和7年度上里町一般会計予算については、去る3月17日の本会議において、お認めいただけなかった議案第22号 令和7年度一般会計予算につきまして、議員の皆様からの御意見等を踏まえまして、その一部を変更させていただき、再度御審議をお願いするものでございます。

なお、説明内容につきましては、3月17日開催の本会議において提出いたしました議案と変更点がなく、説明済みの部分については省略し、変更のあった部分について、御説明申し上げます。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127億3,388万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

こちらは第1表歳入歳出予算でございます。

初めに歳入でございますが、3ページを御覧ください。

款19繰入金が14億9,428万3,000円となりまして、項1基金繰入金を変更前から2,382万円減額し、14億9,428万円としております。

変更内容は、歳入不足額の補填財源として財政調整基金繰入金を27万円増額し、8億9,901万7,000円としております。

また、建設事業費の財源として、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金を2,409万円減額し、2億2,140万6,000円としております。

4ページを御覧ください。

歳入合計は127億3,388万円となりまして、変更前から2,382万円の減額となります。

次に5ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款7土木費が10億1,079万8,000円となりまして、項4都市計画費を変更前から2,409万円減額し、5億1,409万9,000円としております。

変更内容は、駅北まちづくり事業の神保原駅南北自由通路調査設計業務委託料を皆減としております。

6ページを御覧ください。

款9教育費が13億5,704万7,000円となりまして、項1教育総務費を変更前から27万円増額し、4億1,513万4,000円としております。

変更内容は、教育委員会事務局運営事業の学校給食費補助金について、支給対象者や内容を見直し27万円増額の2,905万2,000円としております。歳出合計も歳入合計と同額の127億3,388万円となりまして、変更前から2,382万円の減額となります。

なお、変更箇所の詳細につきましては、参考資料の令和7年度上里町一般会計予算に関する説明書（変更箇所）を御参照いただきますようお願いいたします。

以上、令和7年度上里町一般会計予算の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の範囲については、既に令和7年度一般会計予算について審議を行っていることから、変更した事項についてのみといたします。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1 2 番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） 御提案されました議案第29号 令和7年度上里町一般会計予算について反対の討論をいたします。

修正された歳出は、土木費の神保原駅南北自由通路耐震調査委託料2,409万円の削除と、教育費の学校給食費補助金2,878万8,000円から27万円増額し2,905万2,000円にして、歳入では基金の繰入れを15億1,810万3,000円から2,382万円減額の14億9,428万3,000円とし、歳入歳出の合計を127億3,388万円にするものです。

神保原駅南北自由通路耐震調査を調査委託料の削減はよいと思います。しかし、学校給食費については、保護者負担軽減対象者を多子世帯支援と言いながら同時に義務教育を受けている児童・生徒の二人目以降に絞る599人が対象でしたが、全児童・生徒対象の1,118人に広げたことは評価できます。しかし、増額は僅か27万円の2,905万2,000円ということで、給食費の3分の1補助にとどまりました。せめて2分の1補助をと長年求めてきました全額無償化しても、8,700万円で実現できることであり、非常に残念です。

町長は、給食費の無償化は継続事業であると慎重姿勢を崩していませんが、駅北まちづくり事業の東通り線用地測量及びその沿道開発等検討業務委託料は、多額の事業費が継続的に数年間発生する事業です。東通り線につながる先の神保原駅停車場線の進捗状況や、公共施設再配置位置保全計画に基づく10か年計画を含めた財政状況を考えれば、急がず検討する必要があると考えます。

物価高騰がいつまで続くのか先行きが見えない下で、今こそ若い世代の負担を軽減し、全ての町民のくらしを応援する事業こそが重要です。借金を増やし、財政調整基金繰入れを増やし、人件費も増額です。経常収支比率が上がれば、ますますささやかな住民要望に応えられないこととなります。

こうした重要な点の改善が見られませんので、反対といたします。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はありませんか。

1 0 番高橋正行議員

〔1 0 番 高橋正行君発言〕

○1 0 番（高橋正行君） 議席番号10番高橋正行です。

議案第29号 令和7年度上里町一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

予算額については、歳入歳出ともに変更前から2,382万円を減額し総額を127億3,388万円としております。

変更内容は、駅北まちづくり事業の神保原駅南北自由通路調査設計業務委託については、鉄道施設の改築という専門性の高い業務であることから、改めて事業精査が必要と執行部が再考し全額減額となりました。

また、教育委員会事務局運営事業の学校給食費補助金については、多世帯における負担軽減から、子育て世帯の日常生活の下支えを行うために制度設計を変更し、それに伴い金額が修正されております。

補助の対象者が公立の小中学校、または特別支援学校小学部、中学部に就学する第2子以降の児童・生徒から全ての児童・生徒に対し補助を行うことにより、補助額が3分の1程度となっておりますが、給食費完全無償化の第一歩を踏み出したとして評価できると考えます。

以上のように、このたびの予算は3月17日の本会議において提案され、採択されなかった原案に対して、議会からの修正要望事項を3月19日全員協議会にて執行部と協議した内容を踏まえた変更となっております。その他の説明を求めた事項の詳細についても、確認することができました。

山下町長には、引き続き議会と連携し限られた財源を最大限、効果的かつ効率的に執行していくことをお願いいたしまして、令和7年度上里町一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第29号 令和7年度上里町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして皆さんこんにちは。議員の皆様におかれましては大変お疲れさまでした。

議長からお許しいただきましたので、本定例会に提出しました条例及び補正予算、そして令和7年度諸予算などの各議案につきまして、慎重御審議いただきましたこと、御議決を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年度におきましても、引き続き町政の発展、推進につきまして、議会議員の皆様方の格段の御支援、御協力をお願い申し上げるとともに、健康をお祈り申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（飯塚賢治君） 暫時休憩いたします。議員はそのままお待ちください。

午前10時51分休憩

---

午前10時54分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

ただいま猪岡壽議員ほか4名から議員提出議案第6号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての件、猪岡壽議員ほか5名から議員提出議案第7号 上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上2点が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての件、議員提出議案第7号 上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第35 議員提出議案第6号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第35、議員提出議案第6号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 議会運営委員長の猪岡壽でございます。

御提案申上げました議員提出議案第6号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について提案説明いたします。

初めに、提案理由です。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の改正に伴うものです。

次に、改正内容について説明いたします。

第2条第10項及び第12条第5項中の表、第38条第1項第1号の項中の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定義を定めている第2条に、カード代替電磁的記録について定めた、第8項の新設がされたことによる項番号の繰下げに伴う項ずれの整備をするものです。

第53条から第55条の改正は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係書類の整理等に関する法律の改正に伴うもので、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されたことによるものです。また、その他の改正は所要の文言整理等の整備となります。

最後に附則についてですが、第1条で施行期日を令和7年4月1日と定めます。ただし書として、第53条から第55条までの改正規定は令和7年6月1日と定めます。

続いて、罰則の適用等に関する経過措置として、第2条第1項でこの条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によると規定し、第2項で施行後にした行為に対する他の条例の規定により、なお従前の例によるなどの場合において、改正前の刑法に規定する「懲役」、「禁錮」、「旧拘留」が含まれるときは、「懲役」又は「禁錮」は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする「有期拘禁刑」と、「旧拘留」は長期及び短期を同じくする「拘留」とすると定めます。

以上で、上里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第6号 上里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第36 議員提出議案第7号 上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第36、議員提出議案第7号 上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

7番猪岡壽議員。

[7番 猪岡 壽君発言]

○7番（猪岡 壽君） 議会運営委員長の猪岡壽でございます。

御提案申し上げました議員提出議案第7号 上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について提案説明いたします。

初めに、提案理由です。

今回の改正は、令和5年6月定例会において可決され制定された上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について一部に誤字が発見されたため所要の改正を行うものです

次に、改正内容について説明いたします。

第3条中、前条第2項を同条第2項に改めるものです。

最後に附則でございますが、施行期日を公布の日と定めます。

以上で、上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の提案説明

とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第7号 上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第33 請願・陳情について

○議長（飯塚賢治君） 日程第33、請願・陳情についての件を議題といたします。

文教厚生常任委員会に付託をいたしました陳情第5号 「安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める意見書」を国に提出することを求める陳情についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

文教常任委員会委員長、伊藤覚議員。

〔文教厚生常任委員長 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 議席番号2番 文教厚生常任委員長の伊藤覚でございます。

今定例議会において、文教厚生常任委員会に付託されました陳情第5号 「安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書について、去る3月18日午前9時より委員会室において委員全員出席の下審査を行いました。

最初に、事務局長より陳情書の朗読をしていただき、その後、陳情者、埼玉県医療介護労働組合連合会、小林朱美氏の代理人から陳情の趣旨について説明をいただきました。

なお、陳情書要旨については次の通りです。

1. 安心・安全の医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の大幅賃上げを支援すること。

2. 医療や介護現場における夜勤交代制労働に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。

3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立、公的病院を拡充強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。

4. 患者、利用者の負担軽減を図ること。

以上、4項目でした。

協議の概要についてですが、医師、看護師、介護職員の増員については、勤務医は夜勤もあり厳しいので、収入の高い美容外科医になる医師が多く、医師不足につながっている。埼玉県の対人口比の医師数は全国的に見ても少ないが、医師会はあまり増員したくない考えを持っている。国は今後、人口減を見据えて、医学部の定員削減を考えているなどの説明がありました。また、以前より不足している看護師、介護職員を外国人の雇用などで補おうとしていたが定着していない。潜在看護師の復職については、夜勤などもあり現場が厳しいので難しいが、働きやすい環境であれば職員も定着すると思うなどの意見も出ました。

それから、安定した人員確保のための大幅賃上げ支援については、民間病院や、介護施設などの経営状況は個々により異なり、職員の給与にも格差があると思うので、今後、精査したほうがよいのではないかとの意見もありました。よって、今回の陳情は大変重要だと思われるので、短時間で結論を出すのは難しい。今後は、個々により調査したり、委員会において専門職の方々より意見を聴取したりしてはどうかとの意見が出ました。

以上の理由から、慎重に審議した結果、陳情第5号「安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書については、継続審査といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（飯塚賢治君） 以上で、文教厚生常任委員会委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより陳情第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情についての件を起立により採決いたします。

本陳情は、文教厚生常任委員会の決定のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

---

◇

### ◎総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（飯塚賢治君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長並びに議会広報広聴常任委員会委員長より会議規則第73条第1項の規定により閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。委員長の通知のとおり閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

◇

### ◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（飯塚賢治君） 次に、議会運営委員会委員長より会議規則第73条第2項の規定により閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。委員長の通知のとおり閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

◇

### ◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（飯塚賢治君） 次に、議会運営委員会委員長より次期定例会の会期日程について、会議規則第75条の規定より閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（飯塚賢治君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年第2回上里町議会定例会を閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午前11時15分閉会